

## 資料 2

# 規程の改正について

事務局規程改正(案) 1～2ページ

幹事会設置規程改正(案) 3～5ページ

## 佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき、佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、佐渡市交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、佐渡市交通政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、佐渡市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、会長が別に定める。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、佐渡市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年5月6日から適用する。

佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局規程</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>佐渡市企画財政部交通政策課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>佐渡市企画財政部交通政策課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年6月4日から施行する。</p>	<p>佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局規程</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>佐渡市交通政策課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>佐渡市交通政策課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年6月4日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程の改正は、平成22年5月6日から適用する。</u></p>

## 佐渡市地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程（案）

### （設置）

第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱第11条の規定に基づき、佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協議事項）

第2条 幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する必要事項等について、協議又は調整するものとする。

### （構成）

第3条 幹事会は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 幹事会には、幹事長を置く。
- 3 幹事長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 幹事は協議会会長が委嘱する。
- 5 幹事長または幹事会が必要と認めた場合は、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

### （会議の運営）

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

- 2 幹事会の運営は、幹事長が行う。

### （庶務）

第5条 幹事会の庶務は事務局において行うこととし、事務局は、佐渡市交通政策課に置く。

### （その他）

第6条 本規程に定めるもののほか、幹事会の運営に必要な事項は、幹事長が事務局と協議のうえ、定める。

附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成22年5月6日から適用する。

別表（第3条関係）

区分
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
住民又は利用者の代表
地方運輸局長が指名する者
会議の運営上必要と認められる者

佐渡市地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程 新旧対照表

(旧)	(新)																								
佐渡市地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程	佐渡市地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程																								
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)																								
(構成)	(構成)																								
第3条 幹事会は、別表に掲げる者により構成する。 2 幹事会には、幹事長を置く。 3 幹事長は、学識経験者をもって充てる。 <u>4 幹事長または幹事会が必要と認めた場合は、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。</u>	第3条 幹事会は、別表に掲げる者により構成する。 2 幹事会には、幹事長を置く。 3 幹事長は、学識経験者をもって充てる。 <u>4 幹事は協議会会長が委嘱する。</u> <u>5 幹事長または幹事会が必要と認めた場合は、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。</u>																								
第4条 (略)	第4条 (略)																								
(庶務)	(庶務)																								
第5条 幹事会の庶務は事務局において行うこととし、事務局は、 <u>佐渡市企画財政部交通政策課</u> に置く。	第5条 幹事会の庶務は事務局において行うこととし、事務局は、 <u>佐渡市交通政策課</u> に置く。																								
第6条 (略)	第6条 (略)																								
附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行する。	附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行する。 <u>附 則 この規程の改正は、平成22年5月6日から適用する。</u>																								
<u>別表 (第3条関係)</u>	<u>別表 (第3条関係)</u>																								
<table border="1"> <tr><td>学識経験者</td><td>長岡技術科学大学教授</td></tr> <tr><td>事業者</td><td>新潟交通佐渡株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>佐渡地区ハイヤー協会</td></tr> <tr><td>利用者</td><td>佐渡市連合婦人会</td></tr> <tr><td></td><td>佐渡市社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>国</td><td>北陸信越運輸局</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>新潟県佐渡地域振興局</td></tr> <tr><td>佐渡市</td><td>佐渡市企画財政部長</td></tr> <tr><td>その他</td><td>会議の運営上必要と認められる者</td></tr> </table>	学識経験者	長岡技術科学大学教授	事業者	新潟交通佐渡株式会社		佐渡地区ハイヤー協会	利用者	佐渡市連合婦人会		佐渡市社会福祉協議会	国	北陸信越運輸局	新潟県	新潟県佐渡地域振興局	佐渡市	佐渡市企画財政部長	その他	会議の運営上必要と認められる者	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">区分</td></tr> <tr><td><u>一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u></td></tr> <tr><td><u>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u></td></tr> <tr><td><u>住民又は利用者の代表</u></td></tr> <tr><td><u>地方運輸局長が指名する者</u></td></tr> <tr><td><u>会議の運営上必要と認められる者</u></td></tr> </table>	区分	<u>一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u>	<u>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u>	<u>住民又は利用者の代表</u>	<u>地方運輸局長が指名する者</u>	<u>会議の運営上必要と認められる者</u>
学識経験者	長岡技術科学大学教授																								
事業者	新潟交通佐渡株式会社																								
	佐渡地区ハイヤー協会																								
利用者	佐渡市連合婦人会																								
	佐渡市社会福祉協議会																								
国	北陸信越運輸局																								
新潟県	新潟県佐渡地域振興局																								
佐渡市	佐渡市企画財政部長																								
その他	会議の運営上必要と認められる者																								
区分																									
<u>一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u>																									
<u>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u>																									
<u>住民又は利用者の代表</u>																									
<u>地方運輸局長が指名する者</u>																									
<u>会議の運営上必要と認められる者</u>																									